

●●●米子市立図書館研修室ご利用案内●●●

TEL0859-22-2612 FAX0859-22-2637

■利用できる範囲

米子市立図書館研修室（米子市立図書館2階研修室1～4）は、市民の知識及び教養の向上を目的とした次に掲げる行事等にご利用いただけます。（※原則参加費無料）

- 市立図書館関係団体が行う行事等
- 公共的団体及び法人等が行う不特定多数の市民を対象とした行事等
- 団体を構成して行う市民の自主的な生涯学習活動
- 市立図書館事業の活性化に寄与することになると考えられる行事等
- 市又は市教育委員会が主催し、共催し、又は後援する行事等
- 市立図書館又は県立図書館が主催し、共催し、又は後援する行事等
- 県又は県教育委員会が主催し、共催し、又は後援する行事等
- 国が主催し、共催し、又は後援する行事等

■研修室の使用料

研修室名	使用料の額 (1時間に付)	備考
第1研修室	1100円	●冷暖房設備を使用する場合は、使用料の額に次の割合を乗じた額を加算するものとする。 ①冷房設備の使用 100分の50 ②暖房設備の使用 100分の30 ●全ての研修室において、蓋付飲物可 ●多目的研修室(第1・第2研修室)を利用する場合は、第1研修室と第2研修室の使用料を合わせた合計金額が使用料額となる。
第2研修室	580円	
第3研修室	270円	
第4研修室	340円	

※使用料が減免になる場合があります。裏面を参照してください。

■利用できる時間

利用日時は図書館の開館日時です。

開館時間 … 火曜日から金曜日 午前9時～午後7時
土日祝日 午前10時～午後6時
【休館日】月曜日・月末・年末年始・特別資料整理期間
※ 準備・片付けも上記の時間内をお願いします。

■申込方法

『米子市立図書館使用（変更）許可申請書』に必要事項をご記入のうえ、提出していただきます。
予約は、6か月前から受付します。

（例）10月30日使用の場合⇒4月1日から予約開始（6ヶ月前の属する月の最初の開館日）

■許可条件

裏面のとおりに

＜参考※＞	研修室1	144㎡	机28台	椅子56脚	} 多目的研修室【研修室1+2】 机48台 椅子96脚
	研修室2	76㎡	机20台	椅子40脚	
	研修室3	35㎡	机8台	椅子16脚	
	研修室4	43㎡	机10台	椅子20脚	

※机1台につき椅子2脚設置の場合

詳しくは、米子市立図書館（Tel0859-22-2612）へお問い合わせください。

2025.5 改定

許可条件

- 1 営利を目的とする行為をしないこと。
- 2 公職選挙法により禁止されている行為をしないこと。
- 3 宗教活動をしないこと。
- 4 使用許可等を受けた目的以外の目的に図書館を使用し、またはその使用の権利を譲渡しないこと。
- 5 他人に危害を加え、又は迷惑をかけないこと。
- 6 図書館の施設、設備もしくは器具又は図書館資料を汚損し、損傷し、滅失し、もしくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- 7 使用許可等を受けた施設等以外のものを使用しないこと。
- 8 壁、柱等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- 9 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- 10 図書館職員の指示に従うこと。
- 11 喫煙または火気を使用しないこと。
- 12 使用及び利用を終えたときは、使用場所又は利用場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。
- 13 建物および器具、器材等を汚損、損傷したときは、理由を具して届け出ること。

<参考>

使用料の減免について

次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料が減免になる場合があります。

- (1) 市立図書館関係団体が使用するとき。
- (2) 市又は市教育委員会が主催し、又は共催するとき。
- (3) 市立図書館又は県立図書館が主催し、又は共催するとき。